

昭和初期における久保寺保久の障害児保護思想の展開

—山下清の支援実践に見る理念構造—

○ 日本福祉大学 澤田佳代 (010126)

キーワード3つ：久保寺保久・「保護」思想・知的障害者支援

1. 研究目的

山下清（1922-1971、以下：清）は、「裸の大将」として広く知られ、知的障害をもちながらも貼絵作品によって高い芸術的評価を得た画家である。児童期から思春期にかけて、知的障害児の教育養護施設である八幡学園で生活し、創作活動は、同施設長であった久保寺保久（1891-1942、以下：久保寺）の教育理念のもとに開始された。

本研究は、清の支援に深く関わった久保寺の1934年から1940年代にかけての論考を手がかりに、久保寺の「保護」思想の内容と理念的構造を明らかにすることを目的とする。

本研究における「保護」概念の出発点は、岡村重夫（1983）による戦前日本の救貧事業批判に依拠する。岡村は、救護法に基づく保護を「生理的生存を許す程度の衣食住の提供」ととどまる「劣等处遇の原則」とし、その思想的根拠を自由主義思想に見いだしつつ、「特殊の少数の弱者」への社会的保護の必要性を社会福祉の存在理由と位置づけた（岡村1983：33）。

また、「保護」思想に関する先行研究として竹原幸太（2021）は、戦時厚生事業下における児童・少年保護思想の類型を分析し、制度と支援思想の関係を多角的に捉える視点を提示しており、本研究に理論的示唆を与えている。竹原の対象が児童全般であるのに対し、本研究では「精神薄弱児」とされた障害児、すなわち山下清を対象とする点に相違がある。

「精神薄弱児」は、1940年の「国民優生法」の制定に象徴されるように、排除や隔離の対象とされ、より深刻な社会的劣遇に晒されていた。こうした背景のもとで、橋本明（2024）は、久保寺が障害児に技能を習得させることで優生的排除に抗し、優境的処遇に着目した点を、当時における抵抗的实践の一端として評価しており、本研究もその視座を引き継ぎつつ、久保寺の思想的立場を理論的に検討する。

2. 研究方法

本研究は、清が八幡学園に入所した1934年から1940年にかけて発表された久保寺の主要な論考を抽出し、当時の知的障害児支援における保護思想の理念的構造を明らかにする。分析対象は、実践記録、母親への呼びかけ、教育論考など多様な形式のテキストであり、それぞれ異なる久保寺の語りの場において「保護」がどのように意味づけられているかに着目する。とりわけ、施設内の生活管理や家庭支援に対する久保寺の考え、制度への要請などの記述を手がかりに、久保寺の「保護」思想がいかに構想されていたかを読み解く。

3. 倫理的配慮

本研究は、歴史的文献および既存の資料（論文・寄稿文など）を対象とした文献研究である。日本社会福祉学会の「研究倫理規程」に基づき、差別的表現は避けたが、歴史的表現は「」内に原文のまま示した。また、読みやすさに配慮し旧字体は現代表記に改めた。尚、調査研究ではないため倫理審査（COC）の対象外であり、利益相反（COI）はない。

4. 研究結果

久保寺は、山下清を含む知的障害児の教育と福祉実践に取り組み、1934年には「日本精神薄弱者愛護協会」の立ち上げに中心にかかわった人物である。1930年代は、障害児福祉や精神衛生の制度化が模索される一方、戦時下における優生思想や国家による人口管理の論理が強まる時期でもあった。こうした中で久保寺が発表した一連の論考には、知的障害児の内在的可能性を信じる教育的かつ倫理的支援と、制度的管理・秩序維持の姿勢が交錯する。1936年「異常児保護の精神的要素と技術的要素」では、支援の合理化とともに、精神衛生運動と優生政策の連携への期待が語られ、1939年「異常児を有つ母へ」では、母親への情緒的支援の呼びかけとともに、優生思想の姿勢を示す言説が見られたが、後半では「精神薄弱児」の発達可能性への期待が表明されていた。そして1940年「特異児童の芸術的教養」では、山下清の貼絵活動が治療教育の一環として大々的に語られ、施設が効果的な「教育の場」、また「安息所」として位置づけられる一方で、「秩序形成の場」でもあることが示されていた。これらの論考には、知的障害児を一律に排除・隔離の対象とせず、教育と支援によって社会的価値を見出そうとする思想的志向が認められ、「精神薄弱児」を社会参加へと導く理念的前提、あるいは制度化以前の包摂的なまなざしと捉えることができる。

5. 考察

久保寺の「保護」思想には、教育的・倫理的支援の理念と、国家的統治や社会的有用性の視点とが併存し、施設内での管理的保護と、教育・発達支援による社会参加を志向する二重の方向性が両義的に交差していたことが明らかとなった。久保寺の実践は、優生思想に抗いながらもその制度的影響を受けつつ展開され、障害児を守り育てるために、教育者としての立場にとどまらず、第8回全国社会事業大会において「精神薄弱児保護法」の制定を提案するなど、制度整備にも関与していた。

一方で、1940年11月に山下清が八幡学園を脱走し、放浪を開始した事実は、制度や善意による保護に対する当事者からの応答として捉えられ、保護思想の限界や矛盾を象徴する出来事ともいえる。久保寺の逝去（1942年）は、こうした制度化過程における一つの断絶点であり、保護思想の制度的展開が本格化する前に終焉を迎えた。今後の課題として、久保寺に続き、清に深く関わった戸川行男および式場隆三郎の保護思想を検討し、戦時下から戦後にかけての障害児支援思想の変遷を踏まえて、それぞれが清に与えた具体的な影響を明らかにしていきたい。

【文献】本研究における引用文献・参考文献については、研究発表時に示す。